

# ごみと資源物の収集曜日



ごみ出しの  
曜日とルール

燃やすごみ

燃えないごみ  
スプレー缶  
乾電池

プラスチック  
資源

缶・びん・  
ペットボトル

小さな  
金属類

古紙・古布  
資源集団回収

粗大ごみ

市では収集  
できない  
ごみ

小型家電製品・  
小型充電式電池・  
バッテリー

資源物の直接  
持込み・回収・  
不法投棄

ごみ出しの支援  
集積場所の  
設置や維持管理

災害時の  
ごみ

資源物の  
リサイクル

ごみの  
分別品目  
一覧表

品名	収集曜日	主な対象物
<b>燃やすごみ</b> <b>燃やすごみ</b> (一番長い辺が50cm未満) 透明か半透明の袋に 入れる。 P5	<b>週2回</b>  <b>曜日</b>	● 台所のごみ ● 木の枝・葉 ● 汚れた紙・破れた布 (一番長い辺が50cm未満のもの) ● 電池・バッテリー類は取り外す ● 金属等を含むプラスチック製品
<b>燃えないごみ</b> 購入時の箱や新聞紙 などで包み、品名を 表示する。 P6		● ガラス類 ● 陶器類 ● 蛍光灯・電球 ● 化粧品・薬品のびん
<b>スプレー缶</b> 中身を出し切り、透明 か半透明の袋に入れ る。(スプレー缶だけ をまとめて) P6		● ヘアスプレー、殺虫剤、ガスボンベ
<b>乾電池</b> 透明か半透明の袋に 入れる。(乾電池だけ をまとめて) P6		● マンガン乾電池、アルカリ乾電池 ● コイン電池 (形式記号がCRまたはBR) <b>対象外</b> <b>リサイクルボックスへ</b> Li-ion Ni-Cd Ni-MH リチウムイオン電池 ニカド電池 ニッケル水素電池
<b>プラスチック資源</b> 軽くすすぐなどして 汚れを落としてから、 透明か半透明の袋に 入れる。 P7	<b>週1回</b>  <b>曜日</b>	● プラスチック製容器包装 ● プラスチック製品 (一番長い辺が50cm未満のプラスチックのみでできているもの)
<b>缶・びん・ペットボトル</b> ふたやラベルを外して、中 をすすぎ、透明か半透明 の袋に、缶・びん・ペッ トボトルをまとめて入れ る。 PET P11	<b>週1回</b>  <b>曜日</b>	● 缶 ● びん ● ペットボトル 缶はつぶさない ペットボトルはつぶす
<b>小さな金属類</b> (一番長い辺が30cm未満) 袋に入れない。(くぎ などの細かいものは 袋に入れる) P12	<b>曜日</b>	● トースター ● ペンキ缶 ● フライパン・なべ ● くぎ・ねじ ● 傘の骨 30cm未満 30cm未満 30cm未満 30cm未満 30cm以上でもOK
<b>古紙・古布</b> ※横浜市での回収ではありません 古紙：品目ごとにまとめ、ひ もでばるなどして出す。(そ の他の紙は、紙袋に入れる。) 古布：透明または半透明の 袋に入れる。 P13-14	<b>曜日</b>	● 新聞 ● 雑誌 ● 段ボール ● 紙バック ● その他の紙 ● 衣類・毛布
<b>粗大ごみ</b> 手数料を納め、収集 日当日の朝8時まで に申込時に確認した 場所へ出す。 P15-16	<b>有料                      申込制</b>	● インターネット・チャット・LINEでの受付 横浜市 粗大ごみ <input type="text"/> <input type="button" value="Q検索"/> ● 粗大ごみ受付センター ☎0570-200-530 ☎045-330-3953 (月～土 8:30～17:00 祝日も受付(年末年始を除く)) ● FAX(聴覚・言語に障害のある方専用) ☎045-550-3599

●お住まいの地区の収集曜日を、お使いの集積場所で確認して記入してください。

# ごみ出しのルール



**各収集曜日当日の朝8時までに出してください。**  
収集後は出さないでください。



**品目ごとに透明または半透明の袋に入れて出してください。**  
(スーパーマーケット等のレジ袋も使えます。ただし、古紙、燃えないごみ、小さな金属類、木の枝は、各該当ページで確認してください。)



**利用する集積場所については、ご近所の方や管理会社(集合住宅の場合)などにご確認ください。**  
ごみを出す場所(集積場所)は、利用する皆様によってお決めいただいています。  
※集積場所の設置や維持管理について ⇒P24を確認してください。



ごみ出しの  
曜日とルール

燃やすごみ

燃えないごみ  
スプレー缶  
乾電池

プラスチック  
資源

缶・びん・  
ペットボトル

小さな  
金属類

古紙・古布  
資源集団回収

粗大ごみ

市では収集  
できない  
ごみ

小型家電製品・  
小型充電式電池・  
バッテリー

資源物の直接  
持ち込み・回収・  
不法投棄

ごみ出しの支援  
集積場所の  
設置や維持管理

災害時の  
ごみ

資源物の  
リサイクル

ごみの  
分別品目  
一覧表

- きちんと分別がされていなかったり、間違った品目が出されていた場合は収集できません。啓発用シールを貼付して残していきます。
- 台風や降雪時には、当日中に収集に伺えない場合があります。次回以降の収集日にお出しいただくなど、ご協力をお願いします。

## 分別しない者に対する罰則(過料)制度

市民・事業者ともに、ごみを出すときには、決められた分別区分や排出方法に従うことが、条例により義務付けられています。

繰り返し指導などを行っても分別しない市民・事業者に対して過料(2,000円)を科す罰則制度を実施しています。

- 分別されていないごみ袋を本市職員が開封調査しています。
- 分別されていないごみ袋を地域、自治会町内会では開封せず資源循環局事務所(裏表紙)に問い合わせてください。
- 開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。
- 分別ができるのに、分別しない人が対象です。
- 勘違いなどで、分別区分を間違った場合は対象にはなりません。

## 店頭回収もご活用ください。～資源物のリサイクルを進めましょう～

横浜市内のスーパー等では、資源物(牛乳パック、食品トレイ、ペットボトル、缶、びんなど)の店頭回収に積極的に取り組まれている店舗があります。

回収された資源物は、再び資源として利用されますので、ぜひ活用してください。

お買い物に行く時は、店頭回収に出す資源物をマイバッグに入れて行き、帰りは買い物したものをマイバッグに入れば、お店に返すリサイクルとレジ袋削減の両方ができます。

みんなでリデュースを進めていきましょう!

回収対象になっている資源物や回収ルール等の詳細は、各店舗にお問い合わせください。